

総務委員会

【議案第49号】令和6年度鯖江市一般会計補正予算(第3号)

1,250万円

ハピラインふくい鯖江駅売店改修に係る経費と利用の見込みは？

説明 鯖江駅売店については、今年1月にセブンイレブンが閉店し、空き店舗となっていたが、7月のプロポーザル審査会で株式会社ファミリーマートを運営事業者に決定した。

今回の補正予算額1,250万円のうち、1,200万円は、売店の改修工事に係る経費および「ハピラインふくい鯖江駅」の賃借料と光熱水費。50万円は、今後予定している「えきライブラリー tetote」の移転工事の設計委託費である。

売店の改修工事総額3,300万円のうち、ファミリーマートは、内装や什器等の整備費2,200万円を負担。市は、設計委託費50万円、壁面や床面などの改修や給排水設備工事・電気設備工事など850万円の基礎工事、「ハピラインふくい」が実施する工事の負担金200万円の合計1,100万円を負担する。

なお、利益が出た場合のファミリーマートから市への納入金については、今後5年間の収支見込を確認したところ、駅利用者の減少や設備投資費用などを考慮すると現在のところ見込めない。

問 売店の運営について、大きな利益は見込めないとのことであるが、売上げや利用者をどれくらい見込んでいるのか。

答 1日当たりの売上げは約15万円の見込み。一般的にコンビニでは人流の1割を利用者と見込むため、ハピラインふくい鯖江駅の1日当たりの利用者が7月末現在で約3,800人であることから、その1割の約380人は見込める。しかし、この人数では利益が見込めないため利用者数を増やしていく必要があるが、劇的な増加は見込めない。

問 売店の赤字が継続した場合に、市が補填することはあるのか。

答 市が赤字を補填することは考えていない。

意見 市民の要望どおり、駅に売店ができることに対し、事業者と行政の努力に感謝したい。ただ、利益が見込める場合は、双方で市への納入金額を協議するとしているが、利益が見込めた段階ではなく、その前段階から算出方法について検討し、事業者と協議を行うなど準備を進めてほしい。

【議案第49号】令和6年度鯖江市一般会計補正予算(第3号)

65万円

新たに電気式の生ごみ処理機が補助対象に！

説明 家庭から出る生ごみ減量のため、生ごみ処理機の購入費用の一部を補助するもので、補助率2分の1、上限額は3万円である。以前からモニター利用を展開していたダンボールコンポスト、LFCコンポスト、トラッシュ、キエー口の4種類に加え、手回し式、乾燥タイプや堆肥タイプといった電気式の生ごみ処理機も補助対象に加えた。これらを補助対象としたことで、庭や畑がない世帯に対しても生ごみ減量呼びかけていく。



意見 補助制度の復活や電気式の処理機を補助対象にすることで、新たに生ごみの減量化に取り組んでもらおうとする考えは望ましい。ただし、生ごみ処理機がすべての家庭に行きわたる状況ではないため、例えば、地域で生ごみを回収して地域で堆肥化する手法や、家庭から出る剪定くずや除草くずを一般ごみとして排出させない取組など、今後は、今回の補助制度と並行して、このようなことも検討し、取り組んでいくことで、生ごみだけでなく、市全体のごみの減量化をより一層進めていってほしい。



ダンボール
コンポスト



LFCコンポスト



トラッシュ



キエー口

定額減税補足給付金の申請状況と申請を促進する手法は？

説明 6月補正時に対象者を12,000人と見込んでいたが、7月1日時点で再抽出したところ13,596人となり、1億9,600万円の増額補正が必要となった。9月6日現在の申請受付は8,426人、申請率は61.9%である。



問 申請期限の10月末までに申請がなかった場合はどうなるのか。

答 その場合、調整給付金の給付を受けることを辞退したものとみなすと定めているため、その後の申請を受け付けることができない。そのため、9月中旬に1回目の催促通知をはがきで、10月中には、最後の催促通知を送付するとともに市の公式LINEなども活用しながら対象者の方に申請してもらえよう努めていく。

【請願第1号】

賛成全員で継続審査

『鯖江市民活動交流センターの現在地での存続を強く求める請願』を審査

審査の経過

この請願については、6月定例会で、「嚮陽会館に市民活動交流センターの機能を移行することで、そこを拠点に、どのようにしたらこれまで以上に市民活動に参加する人が増え、活発に市民役が推進できるのか」といった手法や活動場所の配置などについては、市と市民活動団体との間で、十分な意見交換や情報共有を図るべきである。」との意見が出され、継続審査となっていた。

問 請願者である2団体を含め、市民活動団体との協議をこれまでどのように進めてきたのか、またどのような意見が出されているのか。

答 請願者の2団体とは、個別に協議の場を持つとともに、7月末には、市民活動交流センターで、センターの利用者や市民活動団体13団体との意見交換会を開催した。機能移転については、市民活動エリアのゾーニングや機能の配置について、具体的に提示できるものがなく、イメージしてもらうことが難しい状況の中、市民活動団体からは、これまでどおりの活動ができるかという不安や遮音性の問題など、様々な意見があった。

その後、8月下旬に基本設計や実施設計を担う事業者が決定したため、今後は事業者との協議を重ね、市民活動団体からの要望や必要な機能を反映した図面などを基本設計のたたき台として作成する。

10月には、それを請願2団体を含めた市民活動団体に提示し、改めて意見交換をする予定である。

継続審査に関する意見

今回の機能移転については、現在のセンター利用団体が固定化されるという課題が存在する中で、交流ということに主眼を置き、嚮陽会館を拠点に互いが交流を深めながら活発に市民活動を進めていこうという目的がある。設計に当たっては、活用しやすい共有スペースや交流スペースなどがしっかりと確保できるよう努め、市民活動団体に提示して、説明する機会を確実に設けてほしい。

機能移転に向けて、市民活動団体の様々な要望が、今後形になって見えてくるものがあると思われる。現段階としては望ましい方向に向けて進んでいる。もう少し時間をかけて、関係者が互いに歩み寄って話し合うべきと考え、再度、継続審査とすることが望ましい。

